国　税　徴　収　法

本試験問題

〔第一問〕
問１
⑴　滞納者が職業又は事業（農業及び漁業を除く。）の用に供している財産について、（イ）絶対的に差押えが禁止される場合と（ロ）条件付きで差押えが禁止される場合を説明しなさい。
　また、（ハ）上記イとロの対象となる財産の範囲が異なる理由について、制度の趣旨に言及して説明しなさい。
㈱　解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。

〔第一問〕
問１
⑵　徴収職員が差し押さえようとしている滞納者の機械について、その機械を滞納者から賃借して事業の用に供している第三者（滞納者の親族その他の特殊関係者ではない。）が、引き続き、その機械を賃借することができる場合を説明しなさい。
　なお、税務署長の処分について説明する必要はない。
㈱　解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。

〔第一問〕
問２　納税者が病気にかかり、納期限内に国税を納付できなかったことを前提として、（イ）納税の猶予と（ロ）納税者の申請による換価の猶予のそれぞれについて、その要件及び効果の異なる点を説明しなさい。
㈱　解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。

TAC予想問題

●直前対策補助問題　第１回
〔第一問〕
１．次の事柄について、説明しなさい。
⑴　条件付差押禁止財産

●直前対策補助問題　第３回
〔第一問〕
２．一般の差押禁止財産の制度趣旨を述べるとともに、以下の設例に基づき、下記の問いに答えなさい。

●直前予想答練　第１回
〔第一問〕
２．下記の設例に基づき、各設問に答えなさい。
［設　例］
　乙は、甲から機械を賃借し印刷業を営んでいる。なお、当該機械の賃貸借契約に際し、１年間の賃借料を前払いしている。
　契約から半年後、甲が法人税を滞納したことにより、乙は、所轄税務署の徴収職員から甲の滞納法人税を徴収するため、使用収益している機械の引渡しを求められた。

設問１　乙が、引渡しを拒んだ場合における本件財産に対する差押えについて述べなさい。
設問２　税務署長が、乙に対して引渡命令を発した場合における、乙の権利保護について説明しなさい。

●全国公開模試〔第一問〕
２．国税の滞納者が、その取引により受けた事業上の著しい損失により当該国税の納付が困難になったとして、納税の猶予を税務署長に申請する場合の要件、手続（担保の徴取含む。）及び猶予期間について説明しなさい。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問１　甲は所得税500万円（平成26年分の期限内申告）を滞納していたところ、平成28年７月１日に死亡した。

甲の遺産は、A株式（上場株式：評価額800万円）のみである。

甲の相続人は、子である乙と丙の２名であり、相続について、乙は単純承認、丙は放棄をしている。

乙はB不動産（評価額600万円）、丙はC不動産（評価額1,000万円）を所有しており、他に固有の財産はない。

⑴　この場合に税務署長は、どの財産からどれだけの額を徴収すべきか、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税の額を考慮する必要はない。

⑵　仮に、税務署長がB不動産を差し押さえた場合において、乙が税務筈長に対して請求することができる手続を事例に即して説明しなさい。

問２　甲は所得税500万円（平成26年分の期限内申告）を滞納していたところ、平成28年７月１日に死亡した。

甲の遺産は、D不動産（評価額1,200万円）のみであり、抵当権X（債務者は甲、被担保債権額400万円、平成25年10月１日設定）が設定されている。

甲の相続人は、乙のみであり、乙は相続について単純承認をしている。

乙は、E株式（上場株式：評価額500万円）を所有しており、他に固有の財産はない。

この場合に税務署長は、どの財産からどれだけの額を徴収すべきか、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税、被担保債権の利息等の額のほか、土日、休日等を考慮する必要はない。

問３　甲は所得税①（平成26年分の期限内申告）500万円を滞納していたところ、平成28年７月１日に死亡した。

甲の遺産は、F不動産（評価額700万円）のみであり、抵当権Y（債務者は甲、被担保債権額400万円、平成25年10月１日設定）が設定されているほか、平成27年12月１日に所得税①に係る差押えがされている。

甲の相続人は、乙のみであり、乙は相続について限定承認をしている。

乙は、所得税②（平成24年分の期限内申告）400万円を滞納しており、唯一の固有財産であるG不動産（評価額200万円）について、平成26年９月１日に税務署長が差押えをしている。

この場合に税務署長は、所得税①及び②について、それぞれどの財産からどれだけの額を徴収することができるのか、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税、被担保依椛の利息等の額のほか、土日、休日等を考慮する必要はない。

●直前予想答練　第２回

〔第一問〕

２．納税者Xが死亡し、相続が開始（平成27年６月15日）された場合を前提として、以下の問１及び２に答えなさい。なお、各問いには相互関連はないものとする。

問１．　納税者Xは、下記⑴の国税を滞納していた。他の状況は、⑵及び⑶のとおりである。

これに基づき以下の小問に答えなさい。

⑴　Xの滞納国税　平成26年分申告所得税確定申告分（法定納期限等　平成27年３月15日）600万円

⑵　Xには、配偶者のY並びに嫡出子であるA及びCと非嫡出子Dがいる。XとYの間には、他に嫡出子Bもいたが、BはX死亡の前に既に死亡しており、その子bが残されている。

また、Cには子のcがいるが、Cは、X死亡後直ちに相続を放棄した。

⑶　Xに遺言等はなく、また、相続人間での遺産分割協議は未了であり、相続人はいずれも差押え可能な固有財産を有している。

小問１　Xの滞納国税についてその納付義務の承継を述べるとともに、遺産が900万円ある場合の各相続人が承継する税額及び納付責任額がどのようになるか答えなさい。

小問２　Xの滞納国税につき、納付義務を承継した相続人の財産に対して差押処分を執行する場合、あるいは行った場合に、国税徴収法上、相続人の権利保護につきどのような措置（規定）が設けられているか説明しなさい。

小問３　仮に、相続人Aの固有財産に対して差押えを執行し、当該財産上に抵当権が設定(登記日　平成27年５月15日)されており、差押国税と競合した場合に、当該国税と抵当権の被担保債権の優劣が、どのように判定されるか説明しなさい。なお、譲渡については考慮する必要はない。

小問４　相続が開始した情報を平成27年６月18日に入手した場合において、Xの財産に対してされた滞納処分（差押え）の効力について、平成27年６月14日に執行されていた場合と同年６月17日に執行された場合に分けてそれぞれ述べなさい。

ズバリ的中!